

~令和3年4月30日号~

●長崎市からのお知らせ

- 1 大切な「いのち」を守るために… Vol.1
- 2 「長崎市人材確保支援費補助金」について

●厚生労働省からのお知らせ

- 3 「産業雇用安定助成金」について
- 4 中小企業における同一労働・同一賃金の適用について

●長崎県からのお知らせ

5 「令和3年度長崎県離職者雇用促進助成金」について

●日本テレワーク協会からのお知らせ

6 テレワーク相談センターWEBサイトのご案内



1 大切な「いのち」を守るために… Vol. 1 (1/3)

5月14日~20日は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です

やめたくても、やめられないなら、、、

"一度始めると自分の意思ではやめられない"、"毎回、やめようと思っているのに、気が付けばやり続けてしまう"・・・ それは「依存症」という「病気」かもしれません。

*依存症とは?

アルコールや薬物、ギャンブルなどの特定の物質や行為を「やめたくても、やめられない」、「ほどほどにできない」状態を「依存症」といいます。自分の意思ではコントロールできなくなり、家庭崩壊や違法行為、失業、他のこころの病気の併発など自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。

*社会生活や健康への影響

こころ

- ・自分の置かれている状況への焦り や孤独感などから心が安定しない
- ・感情をコントロールできない
- ・意欲の低下が著しい
- ・自己中心的になる
- ・思考能力が低下する
- ・こころの発育が遅れる など

体

- ・健康状態が悪くなる
- ・離脱症状が生じる
- ・慢性的な頭痛・めまい・
- 吐き気・肩こり
- •栄養障害
- 体力の低下 など

社会性

- ・生活リズムが乱れ学校や職場 に行けなくなる
- ・不注意や判断ミスが増える
- ・依存物質/行為が最優先となり
- ひきこもりがちになる
- ・周囲との関係が悪くなる

など

1 大切な「いのち」を守るために… Vol. 1 (2/3)

* 依存症へのプロセス ~ギャンブル依存症の場合~

依存症は、意思の弱さが原因だと思われがちですが、特定の物質の摂取や行為を繰り返すことで脳が異常をきたす 「脳の病気」です。

前頭前野。

意思決定などにかかわる前頭前野の機能が低下する。

また、ギャンブルのみに敏感に 反応し、ほかの娯楽には反応し なくなる。



報酬系

快感を得ると「ドーパミン」が放出される「報酬系」の部位に異常が起こり、快感が得にくくなる。 一方で、ギャンブルへの執着は強くなっていく。







①ギャンブルを楽しむ

②次第に物足りなくなる

③金額や回数が増え、のめり込んでいき自分でコントロールできなくなる

④金銭や生活のことで 問題が起きても やめられない

*あなたは大丈夫?ギャンブル等依存症のセルフチェック



- □ギャンブルをするときには、予算や時間の制限を決めない、決めても守れない
- □ギャンブルに勝ったときに『次のギャンブルに使おう』と考える
- □ギャンブルをしたことを誰かに隠す
- □ギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う







4つのうち2つ以上あてはまる場合はギャンブル依存症の可能性があります

心配な時は早めにお気軽にご相談ください



大切な「いのち」を守るために… Vol. 1 (3/3) 1

*相談窓口

長崎市地域保健課では、依存症に関することの他にもこころの健康についてご相談をお受けしています。

電話 095-829-1311 (精神保健福祉相談室直通)

時間 8:45~17:30 月~金(祝日除()

地域保健課では、こころの健康に関する「出前講座」を実施しています。

職場のメンタルヘルス対策推進のため、職員研修等でぜひご活用ください。

「出前講座テーマ」

・こころの健康

自殺を予防するために~あなたもゲートキーパー~

・良い睡眠でこころの健康づくり・飲酒とこころの健康



参考:依存症対策 (厚生労働省)、病的ギャンブラーとギャンブル 愛好家とを峻別するものは何か (調査研究)



2 「長崎市人材確保支援費補助金」について(1/2)

~人材確保を目的として情報発信を行う市内中小企業の活動を支援します~

将来の長崎市を担う若年者の地元への就職・定住の促進を図るため、市内中小企業者等の人材確保を目的としたSNS等での広告、企業PR動画の制作、就職イベントへの参加などに係る経費の一部を支援します。

補助対象者	次の要件をすべて満たす中小企業者等*1 1 市内に本社又は事業所を有すること 2 長崎県内就職応援サイト「Nなび」への企業情報の登録を行っていること 3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと
補助対象事業	 SNS等広告事業 PR動画等制作事業 就職イベント参加事業
補助対象経費	1 SNS、インターネット又はテレビを活用した各種広告費 2 企業PR動画や採用パンフレット(電子版含む)の制作費 3 企業説明会等(オンライン形式含む)への出展費、交通費及び宿泊費。ただし、交通費は、公共交通機関の最も合理的な経路の運賃とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相当する額を除く。宿泊費は、1人1泊当たり10,900円を限度とする。(市職員の旅費を基準に設定)
補助率	補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て) ※補助回数の上限は設定しない。 ただし、同一事業者に対する補助金額は1会計年度につき上限20万円

2 「長崎市人材確保支援費補助金」について(2/2)

令和3年4月1日~**令和4年2月28日まで** ※受付順で補助金の交付審査を行い、**予算が無くなり次第、募集を終了**します。 申請期間 ※事業着手(正式発注や契約、参加申込)前に交付申請を行っていただく必要があ ります。 ※交付審査を行う必要があるため、遅くとも事業着手の2週間前には、ご申請いた だきますようお願いいたします。 1 補助金交付申請書 2 補助事業概要書 3 登記事項証明書等の市内に事業所を有することを証する書類 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類 申請時 5 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 市税・・・完納証明書(長崎市発行) 提出書類 事業税・・・納税証明書(長崎県振興局発行) 消費税及び地方消費税・・・納税証明書(その3) (税務署発行) 6 前年度決算書 役員の氏名、フリガナ、生年月日が記された書類(任意様式) 7

※1:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に 規定する小規模企業者

様式等は長崎市ホームページをご参照ください。

長崎市人材確保支援費補助金



問合わせ先

長崎市商工部産業雇用政策課 雇用促進係 〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階 TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151

3 「産業雇用安定助成金」について(1/2)

令和3年2月、厚生労働省にて『産業雇用安定助成金』が創設されました。

助成金の 概要 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、 出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。

助成金の対象となる出向

■対象:雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象。

■前提:雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働く ことが前提。

対象事業主

①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)

② 当該労働者を受け入れる事業主 (出向先事業主)

助成率 • 助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する 調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行って <u>いない</u> 場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行って <u>いる</u> 場合	4/5	2/3
上限額(出向元・先の計)	12,000	門/日

3 「産業雇用安定助成金」について(2/2)

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育 訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立 に要する措置を行った場合に助成します。

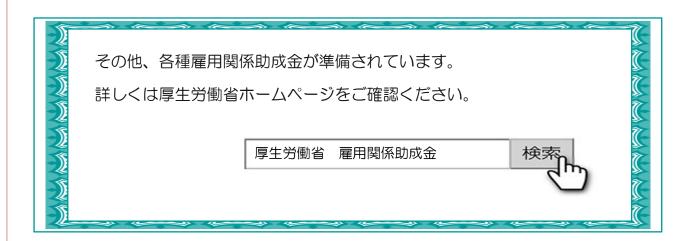
	出向元	出向先	
助成額	各10万円/1人当たり(定額)		
加算額(※)	各5万円/1人	当たり(定額)	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業 や生産性指標要件が一定程度悪化し た企業である場合、出向先事業主が 労働者を異業種から受け入れる場合 について、助成額の加算を行います。

申請・お問い合わせ先

詳細は下記コールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークまでお 問合せください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター 電話番号 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む





4 中小企業における同一労働・同一賃金の適用について

中小企業においても、

正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止されます!

働き方改革関連法の一環として、『パートタイム・有期雇用労働法』が成立し、大企業では2020年4月1日より、中小企業では2021年4月1日より適用されました。本法律の適用により、同一企業内において、

正社員と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報については、厚生労働省HPをご確認ください。

厚生労働省 同一労働・同一賃金特集ページ





5 「令和3年度長崎県離職者雇用促進助成金」について

長崎県離職者雇用促進助成金とは・・・

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方を無期又は有期雇用労働者として雇い入れた県内の中小企業事業主等に対して助成金を支給します。

支給額

無期雇用 1人あたり 30万円

有期雇用 1人あたり 15万円

- ・1事業主あたり2人まで
- ・対象労働者の3ヶ月あたりの賃金が支給額を下回る場合は、その額を上限

支給要件等

【対象労働者】

令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方

【対象事業主】

対象労働者を令和3年3月12日以降に無期又は有期雇用契約で雇入れ、3ヶ月以上継続して雇用した県内中小企業事業主

【支給要件】

- 口対象労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること
- 口対象労働者の主たる勤務地が県内の事業所であること
- 口対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から交付請求日までの間に、従業員を事業主都合で解雇していないこと。
- 口請求する日までに対象労働者が離職していないこと
- 口長崎県税の未納がないこと。

◎申請方法等は、長崎県ホームページにてご確認ください。

長崎県離職者雇用促進助成金



~お問合せ先~

長崎県産業労働部雇用労働政策課労政福祉班

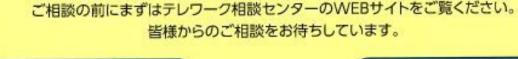
電話 095-895-2714

6 テレワーク相談センターWEBサイトのご案内

テレワークに関する相談は

テレワーク相談センター WEBサイトのご案内

テレワークのあらゆるご相談をお受けするのがテレワーク相談センターです。 ご相談の前にまずはテレワーク相談センターのWEBサイトをご覧ください。 皆様からのご相談をお待ちしています。



テレワークの導入、 何から始めればいいの?

無料のコンサルティング の申し込みをしたい

就業規則は どうしたらいいの?

> 従業員の評価方法は 費用負担は? どう考えればいいか



〇 テレワーク相談センター



https://www.tw-sodan.jp/

テレワークに関する相談ならまずはここから

お電話の受付:令和3年3月31日までは平日9時~20時、令和3年4月1日からは平日9時~17時